



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年11月20日火曜日 第2422号

◇ 目 次 ◇ 告 示

公共測量の実施の通知.....	1048
指定道路の指定.....	1048
土地改良事業の計画の変更の認可(2件).....	1048
道路の供用開始(県道久谷森松停車場線).....	1048
道路の供用開始(一般国道440号外).....	1049
道路の供用開始(県道落合久万線).....	1049
建設業者の許可の取消し.....	1049
道路の供用開始(県道内子河辺野村線).....	1049
道路の区域変更(一般国道378号).....	1050
道路の供用開始(").....	1050
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	1050
道路の供用開始(").....	1050
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	1051
道路の供用開始(").....	1051
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	1051
道路の供用開始(").....	1051
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	1052
道路の供用開始(").....	1052
道路の供用開始(県道宇和明浜線).....	1052

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1052
-----------------------------	------

公営企業告示

落札者等の告示.....	1053
--------------	------

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....	1053
-----------------------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1367号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月20日

○愛媛県告示第1371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(デジタルマッピング)
- 2 作業期間 平成24年11月20日から
平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市

○愛媛県告示第1368号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年11月20日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成24年11月12日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中之庄町字西縄1420番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.50メートル
 - (2) 幅員 4.70メートル

○愛媛県告示第1369号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、東温市吉久土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成24年11月6日認可した。

平成24年11月20日

愛媛県中予地方局長 岡本靖

○愛媛県告示第1370号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、東温市揚畑田土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成24年11月6日認可した。

平成24年11月20日

愛媛県中予地方局長 岡本靖

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲1015番地から 同町甲425番地4まで	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6261番1から 同町西谷字中久保6267番1まで	平成24年11月20日
県道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6267番1から 同町西谷字中久保6261番1まで	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町前組1579番2から 同町前組1578番2まで	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1374号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-23)第8319号	平成23年11月8日	花見建設(株)	花見 春広	八幡浜市大島3-226-4	平成24年10月15日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-19)第1857号	平成19年10月30日	(株)南予建設	芝 ツルコ	北宇和郡鬼北町大字小倉1307-1	平成24年10月24日	管工事業 塗装工事業	建設業の廃止(一部)
(般-21)第14468号	平成22年3月3日	(有)トータル・システム	井上 恭雅	宇和島市高串2-482-1	平成24年10月25日	内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松甲1424番9から 同町重松甲1520番3まで	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町蔵貫浦字カゼノウラ1544番4地先から 同町蔵貫浦字カゼノウラ1567番2地先まで	旧	メートル 4.9～8.6	キロメートル 0.113	
		西予市三瓶町蔵貫浦字カゼノウラ1544番4から 同町蔵貫浦字カゼノウラ1567番2まで	新	10.2～20.6	0.113	

○愛媛県告示第1377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町蔵貫浦字カゼノウラ1544番4から 同町蔵貫浦字カゼノウラ1567番2まで	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町小松1961番2地先から 同町小松1983番地先まで	旧	メートル 4.7～10.1	キロメートル 0.06	
		西予市野村町小松1961番1地先から 同町小松1983番地先まで	新	11.2～31.9	0.06	

○愛媛県告示第1379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町小松1961番1地先から 同町小松1983番地先まで	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸1878番4地先から 同町舟戸1878番1地先まで	旧	メートル 10.1～20.8	キロメートル 0.035	
		西予市野村町舟戸1878番8	新	21.7～38.3	0.035	

○愛媛県告示第1381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸1878番8	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸1878番1地先から 同町舟戸1884番1地先まで	旧	メートル 4.6～13.4	キロメートル 0.123	
		西予市野村町舟戸1878番9から 同町舟戸1884番2まで	新	7.2～22.6	0.123	

○愛媛県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸1878番9から 同町舟戸1884番2まで	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成24年11月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸1884番1地先から 同町舟戸1887番地先まで	旧	メートル 4.8~11.4	キロメートル 0.105	
		西予市野村町舟戸1884番3から 同町舟戸1887番地先まで	新	8.2~16.1	0.105	

○愛媛県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成24年11月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸1884番3から 同町舟戸1887番地先まで	平成24年11月20日

○愛媛県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成24年11月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和明浜線	西予市明浜町依津2番耕地151番2から 同町依津2番耕地131番2地先まで	平成24年11月20日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。
平成24年11月20日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数 1,188,499
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,770
 - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 264,750

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,832	14,611
南宇和郡	20,903	6,968
松山市・上浮穴郡	429,061	138,177
今治市・越智郡	146,624	48,875
宇和島市・北宇和郡	84,096	28,032
八幡浜市・西宇和郡	41,979	13,993
新居浜市	102,058	34,020
西条市	93,280	31,094
大洲市・喜多郡	54,671	18,224
伊予市	32,205	10,735

四 国 中 央 市	75,713	25,238
西 予 市	35,885	11,962
東 温 市	28,192	9,398

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第16号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年11月20日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
血管連続撮影システムの借入れ 1式 (月額賃借料/愛媛県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年11月2日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号(剛堂会館内)	4,198,950円	一般競争入札	平成24年9月21日

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定に基づき、第27回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成24年11月20日

財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長 小早川 隆敏

1 試験期日

- 理容師実技試験 平成25年2月1日(金)
- 美容師実技試験 平成25年2月4日(月)から
- 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成25年3月3日(日)

2 試験地

愛媛県

3 試験会場

- 理容師実技試験
松山市一番町一丁目1番1号
河原ビューティモード専門学校
- 美容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校
- 筆記試験
松山市文京町3番
愛媛大学 教育学部講義棟

4 受験願書の配布場所

- 理容師美容師養成施設
(当該養成施設の開校時間内に限る)
- 財団法人理容師美容師試験研修センター 四国ブロック事務所
(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- 郵送による願書の請求
試験研修センター(03-5579-0911)へ問い合わせること。

5 受験願書の提出先

申請書類一式を簡易書留郵便で郵送すること。

〔送付先〕 〒135-8507

東京都江東区有明三丁目7番地26

有明フロンティアビルB棟9F

財団法人理容師美容師試験研修センター

6 受験願書の受付期間

平成24年11月6日(火)から平成24年11月28日(水)まで(11月28日(水)の消印有効)

7 詳細についての問い合わせ先

〒790-0811

松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター 四国ブロック事務所

電話 089-924-0804

FAX 089-989-1333